

愛知県学校法人等の寄附行為認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）の設立に係る寄附行為の認可（幼稚園設置者の学校法人化に係るものを除く。）並びに寄附行為の変更の認可については、同法その他の法令等によるほか、この基準により審査する。

(名称)

第2条 学校法人等の名称は、学校法人等としてふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校法人等の名称と紛らわしくないものであること。

(役員等)

第3条 理事及び監事は、他の学校法人等の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。

2 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。

3 理事長は、他の学校法人等の理事長を2以上兼ねていない者であること。

(事務組織等)

第4条 学校法人等の事務を処理するため、その設置する学校等の規模に応じた専任の職員を置き、かつ、適切な事務組織が設けられていること。

2 前項のほか、学校法人等の運営に必要な規程が整備されている等の学校等にふさわしい管理運営体制が整っていること。

(事業計画)

第5条 事業計画は、学校法人等として適切な事業計画が定められていること。

2 事業活動収支予算は、確実な計画に基づく収入及び設置する学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

(設置する学校等の審査)

第6条 学校法人等の設置する学校等（幼保連携型認定こども園を除く。）は、学校等の種別に応じ、別に定める設置認可審査基準等に適合するものであること。

2 学校法人等の設置する幼保連携型認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条に基づき定められた基準等に適合するものであること。

(申請書の提出期限等)

第7条 学校等の設置廃止等に伴い、寄附行為又は寄附行為の変更の認可を受けようとする者は、当該学校等に係る認可申請書の提出期限までに、別に定める認可申請書を当該学校等に係る認可申請書の提出先に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書の提出があつた場合には、知事は、当該学校等の開設日の前日までに当該認可申請について認可するかどうかを決定し、申請者にその旨を速やかに通知するものとする。

附 則

1 この基準は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の寄附行為及び寄附行為の変更の認可の申請から適用する。

2 この基準の施行の日前に設置しようとする学校等の設置計画書が提出されている場合における寄附行為及び寄附行為の変更の認可の申請については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。